



Trade Mark

商標

特許業務法人 藤本パートナーズ 白井 里央子◇弁理士

商標「チバニアン」の登録に対して登録異議申立てがなされ、登録が一部取り消されたようですが、登録取り消しの理由を教えてください。



(千葉県 N. T)



1. チバニアンとは

「チバニアン」とは、ラテン語で「千葉時代」を意味する単語であり、千葉県市原市の養老川沿いにある約77万年前の地層を指します。この「チバニアン」が、中期更新世（約77万～12万6000年前の時代）を代表する標準地に認められる見通しとなったため大きな話題となりました。

本件異議申立人である「大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構」を含む国立大学等の公共機関による共同研究チームは、チバニアンの命名者で、その研究に取り組んでいるところ、これと無関係な個人が、「チバニアン（標準文字）」と登録出願し（第14、16、28類）、登録されたため（第5929242号）、異議申立人がその指定商品中、第16類「印刷物」について、登録取り消しを求めたのが本件異議申立てとなります（異議2017-900179）。

2. 異議決定の要旨

本件異議申立てでは、以下の理由により、本件商標が商標法4条1項7号に該当するとして、その登録の一部を取り消す決定をしました。

本件商標は、「チバニアン」の片仮

名を標準文字で表してなるところ、「千葉セクション」の名称である当該文字は、共同研究チームにより複数の候補から選択された造語であって、本件商標の登録出願日前までに、「千葉セクション」が地質年代の境界を代表する地層〈国際標準模式層断面とポイント〉（GSSP）の候補として国際機関に申請されることが数多く報道等された。

このことから、申立人を含む共同研究チームが、市原市の養老川沿いで確認された、約77万年前に起きた地球の最後の地磁気逆転を示す地層（千葉セクション）の研究に取り組んでいること、同地層の名称を「千葉時代」を意味する「チバニアン（Chibanian）」と定めたこと、そして、千葉セクションは、地質年代の境界を代表する地層としてGSSPの候補となっており、平成29年6月7日、国際地質科学連合に申請されたこと、および千葉セクションが国際地質科学連合においてGSSPとして承認された場合には、「チバニアン」と命名され、地質時代の一時代を特定する学術用語となり得ることの事実は、一般に広く知られていたものと認められる。

そして、「チバニアン」の名称の「千葉セクション」は、共同研究チームにより、GSSPの候補として国際機関に申請されるなど公益性が高いものであること、「千葉セクション」が、GSSPとして承認された場合には、「チバニアン」の語は、地質時代の一時代を特定する学術用語となることが十分想定される。

そうすると、本件商標は、これを本件商標権者が第16類「印刷物」に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、公的機関である共同研究チームに係る千葉セクション（GSSP）に関する書籍、論文等であるかのように誤認するおそれ、ひいては、商取引の秩序を乱すおそれがある。また、社会公共の利益を害し、公の秩序を害するおそれがあるものというべきである。

3. 留意事項

本件異議申立てで登録が取り消されたのは、その指定商品中、第16類「印刷物」のみであり、その他第14類「キーホルダー、身飾品、時計」等、第16類「紙類、文具類」等、第28類「おもちゃ、人形」等は、正式に商標登録されていますので、ご留意ください。